

規 約

[昭和 37. 03. 23 制定]

第 1 章 総 則

(規約の性格)

第 1 条 この協会の運営は、法令、法令に基づく処分、定款、業務方法書その他別段の定めあるもののほかは、この規約によって行う。

(規約の変更、廃止)

第 2 条 この規約の変更又は廃止は、総会の議決を経てこれを行う。

第 2 章 会 員

(会員たる資格の審査決定)

第 3 条 会員となろうとする者が、会員たる資格を有するかどうか明らかでないときは、理事会でこれを定める。

(出資者の区分)

第 4 条 会員又は会員となろうとする者が出資をしようとするときは、その出資が次に掲げる資金並びに旧農業改良資金及び旧就農支援資金のうち、どの資金の保証債務の弁済に充てるための出資金であるかの区別を明らかにしてこれをするものとする。

- (1) 農業近代化資金
- (2) 農業改良資金(旧農業改良資金を除く。)及び青年等就農資金(旧就農支援資金を除く。)
- (3) 前各号の資金以外の特定資金
- (4) 前号の資金以外の一般資金

(出資証券の交付)

第 5 条 この協会は、出資者に対し、その出資金の額を記載した出資証券を交付するものとする。

第 3 章 総 会

(総会の開会)

第 6 条 総会の招集者は、出席した会員数及び出席した会員の議決権数を報告して開会を宣し、議長を選任を総会にはかるものとする。

(議事録署名人の指名)

第 7 条

削除

(議事の進行)

第 8 条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし会員の発言を不当に制限してはならない。

(議案の説明)

第 9 条 議案は、提案者が説明する。ただし、必要があるときは、議長は、この協会の職員その他提案者以外の者にこれを説明させることができる。

(動議の提出)

第 10 条 出席した会員は、緊急を要する事項につき、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、議長は、これを会議に付議すべきかどうかをはかるものとする。

(議案、動議の再提出禁止)

第 11 条 否決された議案及び否決され又は撤回された動議は、その総会中で再び提出することができない。

(採決の方法)

第 12 条 採決は、発声、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとする。

2 議長は、書面議決があるときは、これを加えて採決の結果を宣言する。

(修正案の採決)

第 13 条 修正案が提出されたときには、議長は先ず修正案について採決を行う。

2 修正案が 2 以上あるときは、その趣旨が原案と最も異なるものから順次採決する。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決を行うものとする。

(委員附託)

第 14 条 議案の審議について必要があるときは、総会の議決を経て、これを会員中より選任された委員に附託して審議することができる。

2 委員は、附託された議案について、その審議の結果を総会に報告するものとする。

(総会の議事録記載事項)

第 15 条 総会の議事録には、次の事項を記載し、又は記録した議事録を作成する。

- (1) 総会の名称
- (2) 総会招集通知の期日
- (3) 総会が開催された日時及び場所
- (4) 会日における会員の数、出資総額及び議決権数
- (5) 総会に出席した会員数、その出資の合計額及びその議決権数
- (6) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (7) 総会の議長の氏名及び選任の方法
- (8) 会議の目的事項
- (9) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (10) 議事録を作成した理事の氏名
- (11) その他議長の必要と認めた事項

(その他の事項)

第 16 条 この章に定めていない議事に関する事項は、議長がこれを定める。

第 4 章 役員を選任

(役員選任の期間)

第 17 条 役員任期満了による選任及び委嘱(以下「選任」という。)は役員任期が終る日の 60 日前から任期が終る日までの間にこれを行う。

(選任に関する議案)

第 18 条 役員選任に関する議案は、総会の招集者がこれを総会に提出するものとする。

2 総会の招集者は、役員選任に関する議案を総会に提出するには、農業者で、定款第 2 条第 2 項第 2 号の規定による会員にあっては、あらかじめ別表(1)で定める区分によって推薦された者及び

地方公共団体たる会員にあっては、別表(2)で定める者をもって構成する推薦会議で推薦された者につき議案を作成してこれをしなければならない。

(選任の通知及び公告)

第 19 条 役員選任に関する議案が総会で可決されたときは、総会の招集者は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、その承諾を得て、被選任者の氏名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

(役員 の 就 任)

第 20 条 被選任者は、前条の規定による公告があったとき役員に就任する。ただし、当該公告のときが現在役員 の 任 期 満 了 前 であるときは、その任 期 満 了 の 時 に 就 任 する 物 と する。

(補 欠 の 選 任)

第 21 条 役員 の 全 部 又 は 一 部 が 欠 け た と き は、その欠員数につき、補欠選任を行わなければならない。

2 前項の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から 30 日以内にこれを行うものとする。ただし、欠員により理事の数が 5 人未満、監事の数が 2 人未満となる場合及び定款第 19 条第 2 項の規定により委嘱された理事の数が理事の定数の 5 分の 2 をこえることとなる場合を除き、欠員数がそれぞれ理事の定数の 3 分の 1 以下、監事の定数の 2 分の 1 以下であるとき、又は役員に欠員を生じたときが役員 の 任 期 満 了 前 90 日 以 内 であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

第 5 章 役員及び職員

第 1 節 理事会

(理事会の招集)

第 22 条 理事会の招集は、その会日の 5 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所、その他の事項を通知して、これを行うものとする。ただし、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

(理事会の議事)

第 23 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 理事は、代理人によって議決を行うことができない。

3 会長は、理事会の議長となる。

(理事会の議事録記載事項)

第 24 条 理事会の議事録には、次の事項を記載し、議長及び出席した議長以外の理事 2 名以上がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 理事会招集通知の期日
- (2) 理事会が開催された日時及び場所
- (3) 会日における理事の数
- (4) 理事会に出席した理事の数
- (5) 理事会に出席した理事の氏名
- (6) 会議の目的事項
- (7) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (8) その他議長の必要と認めた事項

第2節 監 事

(代表監事)

第25条 監事は、その互選により代表監事1名を定めることができる。

第3節 職 員

(職員)

第26条 この協会の事務を処理するため、職員若干名を置く。

(職員の任免)

第27条 職員の任免は会長がこれを行う。

(給与規程)

第28条 職員に対する給与は、職員給与規程の定めるところによる。

2 職員給与規程は、理事会の議決を経てこれを定める。

(退職給与規程)

第29条 この協会は、職員が退職したときは、退職給与規程の定めるところにより、これらの者に対し、退職手当を支給する。

2 この協会は、退職給与規程の定めるところにより、毎年度退職給付引当金を積み立てるものとする。

3 退職給与規程は、理事会の議決を経てこれを定める。

第6章 委員会

(委員会)

第30条 協会に、この協会の業務の健全な運営に関する重要事項を審議するための委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 会長は、必要に応じ、2以上の委員会を置き、次条に規定する委員会の職務を分掌させることができる。

3 委員会の委員は、会員（法人たる会員にあっては当該法人の役員又は職員、地方公共団体にあってはその長又は補助機関たる職員）及び農業又は金融に関し学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

4 前項の委員が転職、転勤、配置換え等の事由により、その職務を行うことが適当でないと認められる場合には、会長は、前項の委嘱を解くことができる。

(委員会の職務)

第31条 委員会は、協会の業務の健全な運営を確保するため、会長の諮問を受けて、次に掲げる事項につき答申を行う。

- (1) 協会が自主的に定める協会の業務の健全性を判断するための基準の設定及び変更
- (2) 協会の経営の健全性を確保するための中長期の経営計画（農業信用保証保険法第56条の2の規定に基づく改善計画を含む。）の設定及び変更
- (3) 前号の経営計画その他協会の経営の健全性を確保するための重要な措置
- (4) 保証業務に関し、会長が必要と認めた事項

(委任規程)

第 32 条 委員会の設置及び運営については、前 2 条の規定によるほか、理事会の議決を経てこれを定める。

第 7 章 業務の執行及び会計

第 1 節 総 則

(業務執行の原則)

第 33 条 この協会は、定款第 1 条の目的を達成するため、関係機関と密接に連絡協調を保ち、迅速かつ適正に業務を執行するものとする。

(業務執行に関する細則)

第 34 条 理事会は、必要があると認めるときは、別に業務執行に関する細則を定めることができる。

第 2 節 保証業務

(個人情報の保護措置)

第 35 条 この協会は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 この協会は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及びこの協会に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 この協会は、その取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(1 会員についての保証の金額の最高限度)

第 36 条 この協会の 1 会員についての保証の金額（会員が農業協同組合（以下本条中「組合」という。）である場合は、その組合員であってこの協会の会員である者以外の者に対して保証する金額の合計額を含む。）の最高限度は、保証（極度貸付（業務方法書第 3 条の極度貸付をいう。）の保証を含む。）に係る元本の残高に係る保証の額につきその会員が特定資金又は一般資金に係る債務の保証のための基金として出資したそれぞれの出資金の額の特定資金にあつては 150 倍、一般資金にあつては 150 倍に相当する額とする。ただし、特別な事情がある場合で理事会が認めたときはこの限度を超えて保証することができる。

2 前項の場合において、会員が組合であるときは、市町村の出資金は当該市町村がその指定する場合は、その組合に係る特定資金又は一般資金の債務の保証のための基金とすることを指定して割り当てたそれぞれの額を、その組合のそれぞれの出資金の額に加算して計算するものとする。

(農業近代化資金に係る保証料)

第 37 条

削除

(実費の徴収)

第 38 条 この協会は、債務の保証に関し信用調査等につき特別な費用を要したときは、その実質額を限度として被保証者から実費を徴収することができる。

(保証料等の納入)

第 39 条 この協会は、融資機関がこの協会に代って徴収した保証料及び違約金を取りまとめ、徴収した月の翌月 15 日までに協会に納入させるものとする。

2 この協会は、融資機関が前項の納入を怠ったときは、その未納額に対し年 10.75 パーセントの割合により算出した金額を遅延損害金として徴収するものとする。

第 3 節 業務の委託

(業務委託契約)

第 40 条 この協会は、融資機関に業務の委託をしようとするときは、当該融資機関と業務委託契約を締結するものとする。

(委託業務取扱手数料)

第 41 条 この協会は、受託者に対し、委託業務取扱手数料を支払うことができる。

2 前項の手数料の料率及び支払方法については、理事会で定める。

第 4 節 会計

(予定損益計算書の作成)

第 42 条 理事は、毎事業年度の始めに、事業計画にもとづいて予定損益計算書を作成し、事業計画とともに総会の承認を得るものとする。

(帳簿)

第 43 条 この協会が使用する帳簿は、会長がこれを定める。

(会計規程)

第 44 条 この協会の会計に関しては、農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）、農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成 17 年内閣府・農林水産省令第 6 号）その他の法令、定款及び業務方法書によるほか、会計規程に定めるところにより、及び公正なる会計慣行を斟酌して処理するものとする。

2 前項の会計規程は、理事会の議決を経てこれを定める。

附 則

1 この規約は、この協会の成立の日から実施する。

2 この協会の成立の後、初めて委嘱された審査委員の任期は、第 30 条第 3 項の規定にかかわらず、委嘱の日から昭和 37 年 5 月 31 日までとする。

3 この規約の変更は昭和 40 年 8 月 25 日より実施する。

附 則

この規約の変更は、昭和 41 年 4 月 1 日から実施し、同日以後栃木県知事の利子補給の承認があった農業近代化資金の貸付に係る保証から適用する。

附 則

この規約の変更は昭和41年5月24日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和42年5月24日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和45年8月1日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和46年5月28日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和47年5月30日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和48年5月31日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和49年5月27日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和50年5月30日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和52年5月24日から実施する。

附 則

この規約の変更は昭和59年7月14日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成2年8月23日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成3年6月10日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成8年5月29日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 12 年 6 月 29 日から実施する。

附 則

この規約の変更は、本会業務方法書第 3 条の変更に係る主務大臣の認可のあった日（平成 12 年 11 月 24 日）から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 13 年 6 月 29 日から実施する。

附 則

この規約の変更は、本会定款第 2 条の変更による農業改良資金の追加に係る主務大臣の認可のあった日（平成 14 年 9 月 5 日）から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 15 年 6 月 27 日から実施する。ただし、第 4 条及び第 36 条の変更は、本会業務方法書第 3 条の変更による特定資金に係る主務大臣の認可のあった日（平成 15 年 9 月 29 日）から実施する。

附 則

この規約の変更は、主務大臣の認可があった日（平成 17 年 9 月 1 日）から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 18 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 19 年 7 月 1 日から実施する。ただし、栃木県信用農業協同組合連合会については、同連合会が解散した日（平成 19 年 10 月 31 日）から適用する。

附 則

この規約の変更は平成 22 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 23 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 24 年 6 月 29 日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 25 年 6 月 28 日から実施する。

附 則

この規約の変更は平成 26 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

- 1 この規約の変更は、定款変更について主務大臣の認可のあった日(平成 27 年 9 月 28 日)から施行する。
- 2 ただし、この規約の変更後の第 15 条の規定は、この規約の施行の日以降、最初に開催する総会の日から適用する。

附 則

- 1 この規約の変更は、平成 28 年 6 月 30 日から施行するものとし、変更後の規約第 18 条第 2 項の規定については平成 28 年 4 月 1 日に遡って適用する。
- 2 変更後の規約第 18 条第 2 項別表(1)の農業協同組合連合会には、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 10 条に規定する存続中央会を含むものとする。

附 則

この規約の変更は、令和元年 6 月 26 日から施行する。

別表(1)

| 区 分 | 区 域 | 人 数 | |
|----------------------------|--------------|---|---|
| 農 業 協 同 組 合 | 第 1 区 | 大田原市, 那須塩原市, 那須郡那須町 | 1 |
| | 第 2 区 | 那須烏山市, 那須郡那珂川町 | 1 |
| | 第 3 区 | 矢板市, さくら市, 塩谷郡 | 1 |
| | 第 4 区 | 宇都宮市, 下野市(薬師寺, 成田, 谷地賀, 下文狭, 田中, 仁良川, 町田, 祇園, 緑, 本吉田, 下吉田, 別当河原, 絹板, 花田, 上坪山, 下坪山, 東根, 磯部, 上川島, 中川島, 上吉田, 三王山, 三本木, 田川, 延島に限る), 河内郡 | 1 |
| | 第 5 区 | 鹿沼市, 日光市, 栃木市(西方町金崎, 西方町本城, 西方町元, 西方町金井, 西方町本郷, 西方町真名子に限る) | 1 |
| | 第 6 区 | 真岡市, 芳賀郡 | 1 |
| | 第 7 区 | 栃木市(第 5 区を除く), 下都賀郡壬生町 | 1 |
| | 第 8 区 | 小山市, 下野市(第 4 区を除く), 下都賀郡野木町 | 1 |
| | 第 9 区 | 佐野市 | 1 |
| | 第 10 区 | 足利市 | 1 |
| 農業協同組合連合会 | 栃木県農業協同組合中央会 | 1 | |

別表(2)

| 区 分 | 人 数 | |
|--------|--------|---|
| 地方公共団体 | 栃木県 | 1 |
| | 栃木県市長会 | 1 |
| | 栃木県町村会 | 1 |